

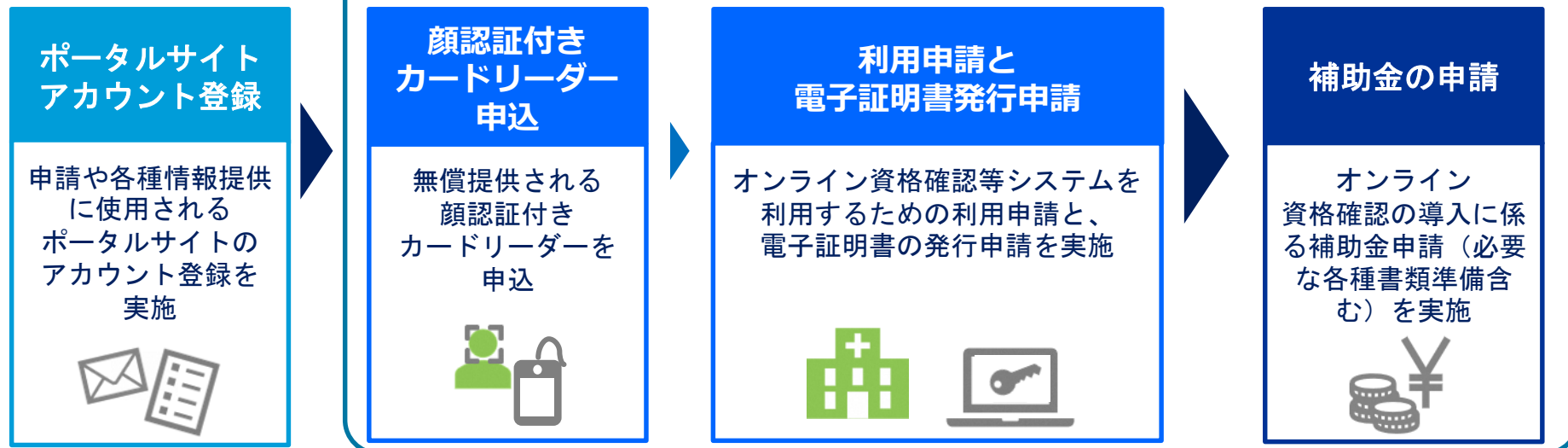
オンライン資格確認の概要等について

1. 医療機関等が行うオンライン資格確認に関する申請と導入準備の流れ
2. 医療機関・薬局への補助(「加速化プラン」を踏まえた追加的な財政補助について)
3. ポータルサイトのご案内

参考:オンライン資格確認とは ～ 資格確認は保険制度の基本 ～

1. 医療機関等が行うオンライン資格確認に関する申請と導入準備の流れ

支払基金へ行う申請の流れ



令和3年3月に開始する場合のスケジュール

令和3年3月
オンライン資格
確認開始

7月～

8～9月

9～12月

システムベンダと行う導入準備の流れ

端末・システム・ネットワークの設定・準備

運用テスト

まずは、「オンライン資格確認を導入する場合の費用」をレセプトコンピュータのシステムベンダへお問合せ下さい

システムベンダと必要な資格確認端末の準備や、必要なネットワークの改修、レセプトコンピュータの改修などを実施

システムベンダと接続テストを実施

【ポイント】

- 令和3年3月からオンライン資格確認を実施するためのスケジュールは上記のとおり（必ずこの時期にこれをやらなければならない、というものではない）
- オンライン資格確認導入に当たっての費用を事前に把握いただいた上で進めることが重要（顔認証付きカードリーダーの提供を受けたのち、途中で導入を取りやめた場合、費用相当額の清算が生じる）
- 顔認証付きカードリーダーの製造状況などにより、期間の伸縮の可能性がある
- まずはレセコンのシステムベンダへ、新たに購入すべきものやシステム改修に要する費用等の確認が必要
- オンライン資格確認導入に当たっての支払基金への申請の流れは、1 顔認証付きカードリーダー申込、2 オンライン資格確認利用申請、3 電子証明書発行申請、4 事業完了後、補助金の申請、となる
- 申請、手続きについては、すべて医療機関等向けポータルサイトにて行うことができる

2. 医療機関・薬局への補助（「加速化プラン」を踏まえた追加的な財政補助について）

- マイナンバーカードも保険証として使えるようにする「オンライン資格確認等システム」の仕組みについては令和3年3月の開始時点で **6割程度の医療機関・薬局において導入**していただくことを目指している。
- コロナ禍により医療機関等の経営状況に影響が及んでいる状況下でも、できるだけ早期に、多くの医療機関・薬局で導入していただくため、**「令和3年3月までに顔認証付きカードリーダーの申込を行った医療機関・薬局」に限定**して、構築に要した費用について **一定の補助上限まで定額補助を行う**こととする。

【見直し前】

	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付 が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の 費用への 補助内容 (レセコン改修等)	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	基準とする事業額 42.9万円を上限に、 その1/2を補助	基準とする事業額 42.9万円を上限に、 その3/4を補助
	基準とする事業額210.1 万円を上限に、その1/2 を補助	基準とする事業額200.2 万円を上限に、その1/2 を補助	基準とする事業額190.3 万円を上限に、その1/2 を補助		

【追加的な導入支援策】

その他の費用の
補助内容

基準とする事業額210.1万円を
上限に、実費補助

基準とする事業額200.2万円を
上限に、実費補助

基準とする事業額190.3万円を
上限に、実費補助

基準とする事業額42.9万円を上限に、**実費補助**

※ 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局を対象とする

※ その他の費用：①オンライン資格確認の導入に必要な資格確認端末（パソコン）の購入・導入、②ネットワーク環境の整備、

③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額。

【ポイント】

- 顔認証付きカードリーダーは無償提供、資格確認端末やシステム改修に対する補助は補助金
- 補助金は事後申請で1回のみ
- 顔認証付きカードリーダー申請、補助金申請ともにポータルサイトにて申請

3. ポータルサイトのご案内

オンライン資格確認に参加するかどうかまだ決めていない方も、まずはポータルサイトへの登録をお願いします。

最新の情報をお届けすることができます。また、このポータルサイトで必要な手続きを行うことができます。

(※) 書面で申請された方もポータルサイトへの登録が便利です。必要な情報が受け取れるようになります！(二重申し込みになることはありません)



アカウント登録でできること

- 最新情報をメールでお知らせ
- 顔認証付きカードリーダー申込
- オンライン資格確認利用申請
- 補助金申請

<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>



オンライン資格確認

検索

お問合せ先：医療情報化支援基金
contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp

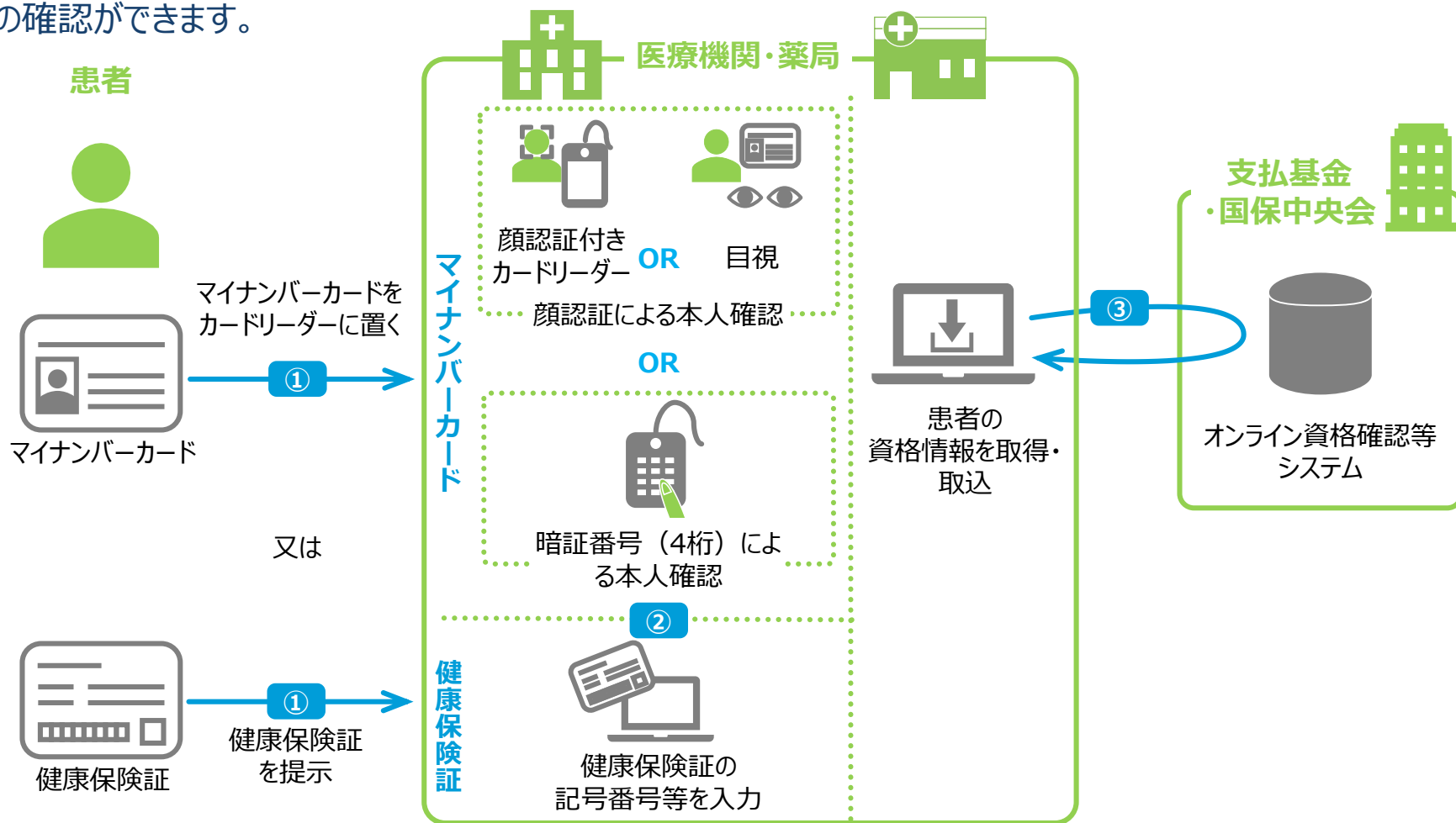
☎ 0800-8007121 (通話無料)
平日 9:00~17:00

※ お電話でのお問合せは、混み合うことがございます。メールでのお問合せを推奨します。

- 1 オンライン資格確認とは ～ 資格確認は保険制度の基本 ～
- 2 医療機関・薬局で変わること
- 3 メリット
 - (1) 保険証の入力の手間削減
 - (2) 資格過誤によるレセプト返戻の作業削減
 - (3) 来院・来局前に事前確認できる一括照会
 - (4) 限度額適用認定証等の連携
 - (5) 薬剤情報・特定健診情報の閲覧
 - (6) 災害時における薬剤情報・特定健診情報の閲覧
- 4 Q&A
- 5 オンライン資格確認の端末等のオンライン請求への利用

参考1. オンライン資格確認とは ～ 資格確認は保険制度の基本 ～

オンライン資格確認では、マイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインで資格情報の確認ができます。



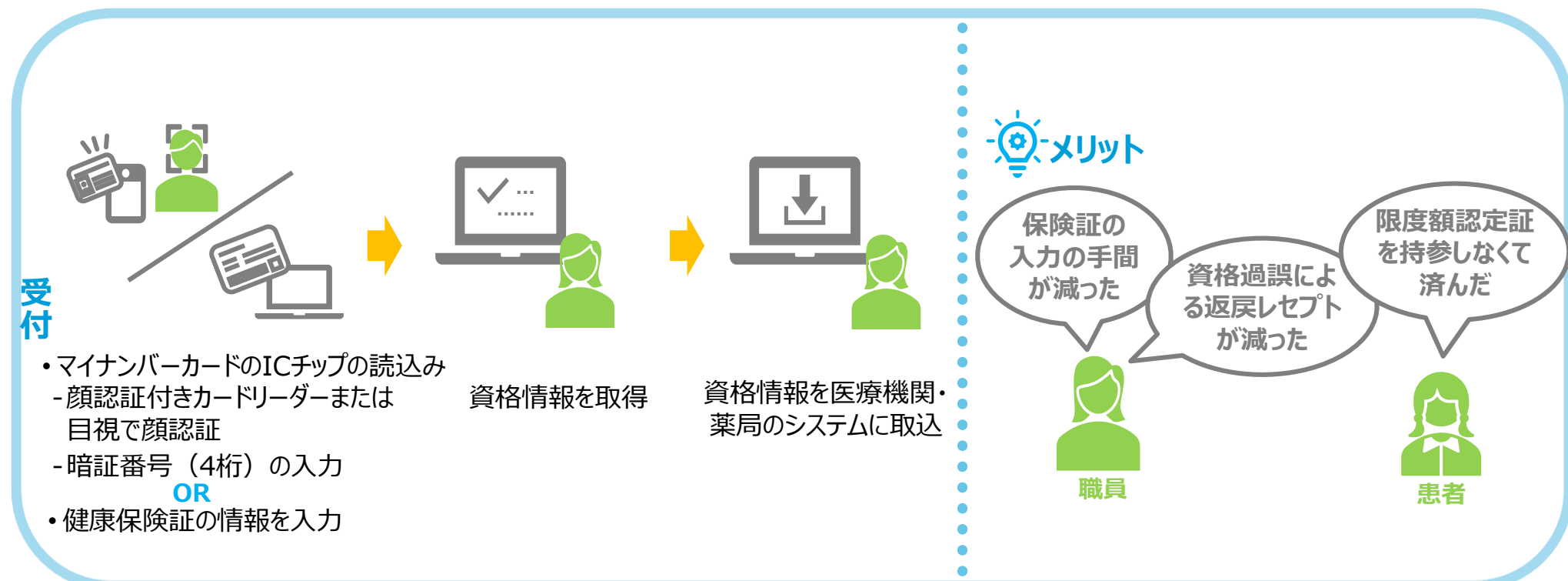
【ポイント】

- 令和3年3月より運用を開始するオンライン資格確認はマイナンバーカードまたは健康保険証の2通りで資格情報の確認を行う
- マイナンバーカードの場合は、顔認証付カードリーダーあるいは目視による顔認証により本人確認を行うか、または暗証番号（4桁）により本人確認を行うことで資格情報を取得する
- 健康保険証の場合は、保険者番号、被保険者証記号、番号、（枝番※）及び生年月日を入力することで資格情報を取得する
※被保険者証枝番とは被保険者番号を個人単位とするための2桁の番号
- マイナンバーカードはICチップに格納された利用者証明用電子証明書を利用するため、マイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはない

参考2. 医療機関・薬局で変わること①

資格の確認を確実に行うことは、保険制度の基本です。オンラインで資格を確認することにより、医療機関・薬局の窓口で、**直ちに資格確認が出来るようになります。**

保険診療を受けることが出来る患者かどうかを即時に確認することが可能となり、レセプトの返戻も減ります。また、窓口の入力の手間が減ります。



※ 資格確認の対象となる証類は、健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証等の保険者がシステム管理している証類です。自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類は令和3年3月時点では対象にならず、引き続き検討することとしています。

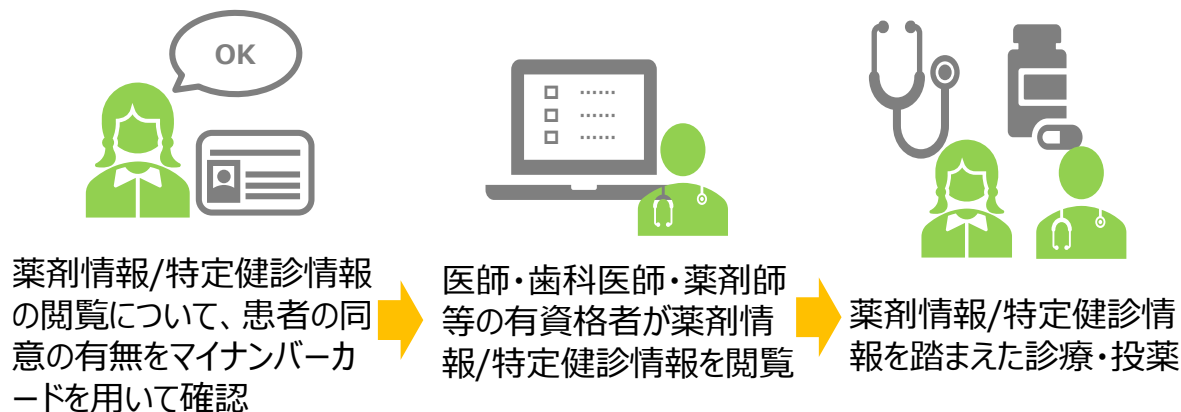
【ポイント】

- 医療機関及び薬局はオンライン資格確認を導入することにより、最新の資格情報が取得可能となるため、資格過誤によるレセプトの返戻が減少する
- レセプトの返戻が減少することにより、医療機関、薬局においてその作業に掛かっていた業務負担が軽減する

参考2. 医療機関・薬局で変わること②

常時、支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、支払基金・国保中央会の情報を医療機関・薬局に提供することが出来るようになります。

診療・投薬



メリット

過去の状況が
分かる
ようになった

災害時にも
薬剤情報等が
確認できる

医師/薬剤師

患者

※薬剤情報は、レセプトから抽出された情報となります。

※特定健診情報は、医療機関（病院・診療所）のみ閲覧可能となります。

【ポイント】

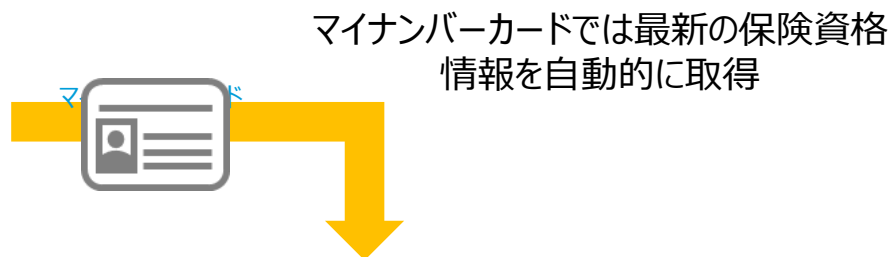
- 常時、支払基金・国保中央会とオンラインで接続されるため、支払基金・国保中央会から取得した薬剤情報及び特定健診情報を医療機関・薬局に提供することが可能となる
- 薬剤情報及び特定健診情報は、閲覧の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認する
- 医師、歯科医師及び薬剤師等の有資格者のみ閲覧を可能としている
- 特定健診情報は医療機関のみ閲覧可能である

参考3. メリット：保険証の入力の手間削減

今までは受付で健康保険証を受け取り、保険証記号番号、氏名、生年月日、住所等を医療機関システムに入力する必要がありました。

オンライン資格確認を導入いただければ、マイナンバーカードでは**最新の保険資格を自動的に医療機関システムで取り込むことができます**。保険証でも、最小限の入力は必要ですが、有効であれば同様に資格情報を取り込むことができます。

患者情報			登録
シメイ	<input type="text"/>	性別 <input type="text"/>	資格確認日 <input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>	生年月日 <input type="text"/>	年齢 <input type="text"/>
保険者番号	<input type="text"/>	保険者名 <input type="text"/>	郵便番号 <input type="text"/>
記号・番号・枝番	<input type="text"/>	<input type="text"/>	住所 <input type="text"/>
患者区分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	電話番号1 <input type="text"/>
資格取得年月日	<input type="text"/>	交付年月日 <input type="text"/>	電話番号2 <input type="text"/>
有効期間	<input type="text"/>	~	<input type="text"/>



健康保険証は
最小限の情報を入力

健康保険証

オンライン資格確認

完了	
保険者番号	12345
記号・番号・枝番	1234 5678910 01
生年月日	昭和45年 1月 1日
資格確認日	令和元年11月1日

有効な場合
保険資格情報
を取得

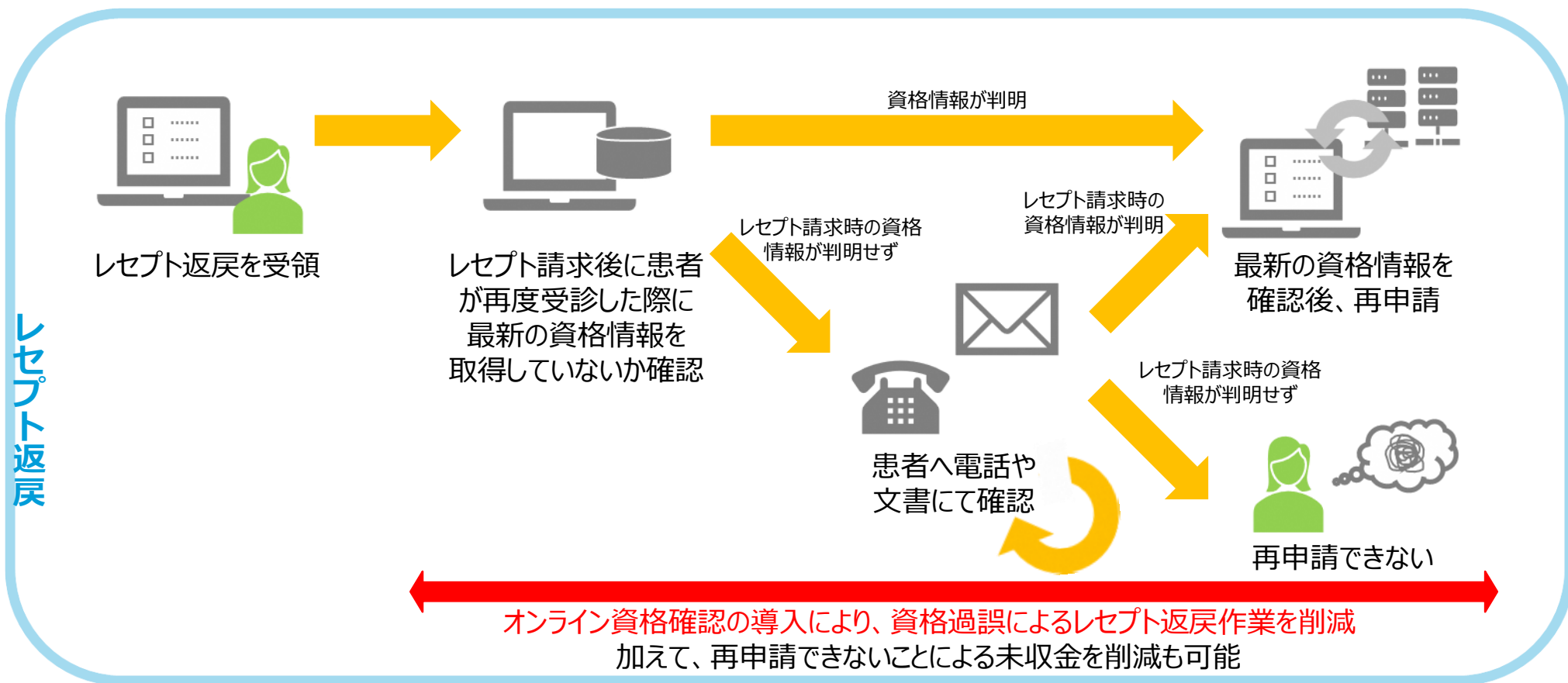
患者情報			登録		
シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	資格確認日	令和元年11月1日
氏名	厚労 太郎	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-45
記号・番号・枝番	1234	5678910	01	住所	東京都港区XX-XX
患者区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号1	XX-XXXX-XXXX
資格取得年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号2	XXX-XXX-XXX
有効期間	平成28年7月1日	~	令和4年7月1日		

【ポイント】

- マイナンバーカードによる資格確認では最新の資格情報を自動的に取得し、医療機関システムに取り込むことが可能である
- 健康保険証の場合も最小限の項目（保険者番号、被保険者証記号、番号、（枝番）及び生年月日）を入力することで資格情報を取得できる

参考3. メリット：資格過誤によるレセプト返戻の作業削減

オンライン資格確認を導入いただければ、患者の保険資格がその場で確認できるようになるため、資格過誤によるレセプト返戻が減り、窓口業務が削減されます。



【ポイント】

- 患者の保険資格がその場で確認できることから、資格過誤によるレセプトの返戻が減るため、窓口の業務が削減する
- これまで、資格過誤によりレセプトが返戻された場合、患者が再度受診した際、最新の資格情報を取得していないか確認したり、必要に応じて患者へ電話や文書により確認するなど、大きな負担になっており、レセプト請求時の資格情報が判明しない場合は、再申請できないこともあった
- オンライン資格確認の導入により、資格過誤によるレセプトの返戻作業が削減する
- 再申請できないことによる未収金も削減可能である

参考3. メリット：来院・来局前に事前確認できる一括照会

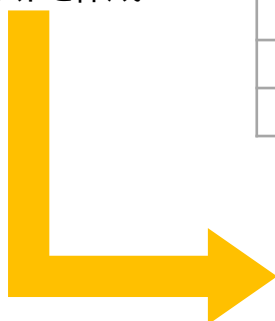
一括照会では、事前に予約されている患者等の保険資格が有効か、保険情報が変わっていないかを把握することができます。なお、確認した保険資格が資格喪失等により無効である場合、受付時に資格確認を行う必要があります。

＜一括照会リストイメージ＞

#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所
		記号	番号	枝番	
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx
...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x



照会したい患者の
リストを作成



健康保険証の
記号番号等で照会

- ※エラー：必須項目（個人単位被保険者番号等）に入力誤りがある場合等
- ※無効：保険資格の有効期限切れにより失効している場合等

＜一括照会結果イメージ＞

#	患者氏名	個人単位被保険者番号			住所	資格確認結果
		記号	番号	枝番		
1	オン資 二郎	0001	111111	01	東京都港区xx-x	有効
2	厚労 太郎	0002	222222	01	東京都板橋区x-x	有効
3	番号 花子	0003	333333	01	東京都調布市x-xx	エラー ※
...
99	資格 春子	0099	999999	02	東京都新宿区x-xx	有効
100	厚生 夏美	0100	101010	01	東京都江東区xx-x	無効 ※

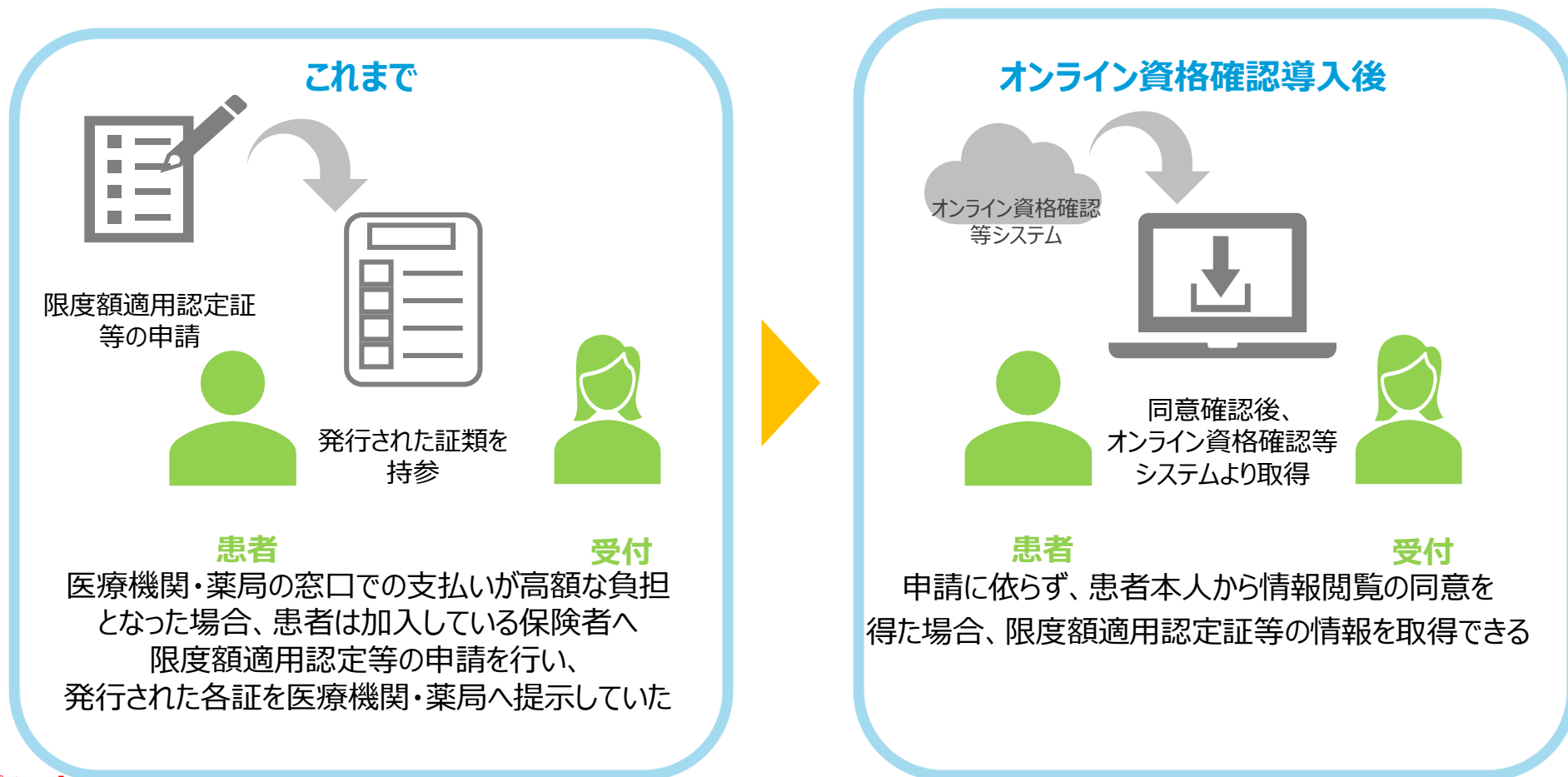
【ポイント】

- 来院・来局の前に資格確認を一括照会することができる
- 事前に予約分の患者の資格が有効であるか無効であるかを照会し、確認の結果、エラーや無効となった場合は、来院時に資格確認が必要な方を受付に誘導することで事務負担の軽減に繋がる

参考3. メリット：限度額適用認定証等の連携

これまで限度額適用認定証等は加入者（患者）が保険者へ必要となった際に申請を行わなければ、発行されませんでした。

オンライン資格確認を導入いただければ、**加入者（患者）から保険者への申請がなくても、限度額情報を取得でき**、加入者（患者）は限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。



【ポイント】

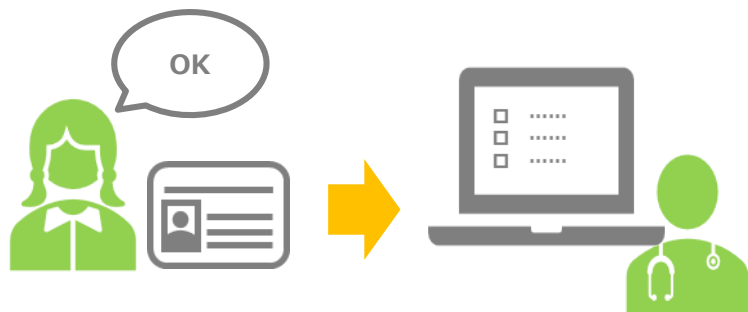
- 加入者（患者）から保険者への申請がなくても、限度額情報が取得可能である
- これまで医療機関・薬局の窓口での支払いが高額な負担となった場合、患者は加入している保険者へ限度額適用認定等の申請を行い、発行された各証を医療機関・薬局へ提示していた
- オンライン資格確認を導入すると、申請に依らず、患者本人から情報閲覧の同意を得た場合、限度額適用認定証等の情報を取得することが可能である

参考3. メリット：薬剤情報・特定健診情報の閲覧①

オンライン資格確認を導入いただければ、**患者の薬剤情報・特定健診情報を閲覧**することができます。患者の意思をマイナンバーカードで確認した上で、**有資格者等（薬剤情報は医師、歯科医師、薬剤師等。特定健診情報は医師、歯科医師等）が閲覧**します。

※ 特定健診情報は令和3年3月から、薬剤情報は令和3年10月から閲覧可能

<閲覧イメージ>



薬剤情報/特定健診情報の閲覧について、患者の同意の有無をマイナンバーカードを用いて確認

医師・歯科医師・薬剤師等の有資格者が薬剤情報/特定健診情報を閲覧



有資格者等とは

医師・歯科医師・薬剤師等のことを指している。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」より、医療機関・薬局にて有資格者等の識別を行い、アクセス権限の管理を行うこととされている。

【ポイント】

- 薬剤情報及び特定健診情報の取得は受付時に患者本人がマイナンバーカードを使用し、同意していただく必要がある
- 閲覧は有資格者等（薬剤情報は医師、歯科医師、薬剤師等。特定健診情報は医師、歯科医師等）が行うこととしている
- 薬剤情報はレセプト情報を元に3年分、特定健診情報は医療保険者等が登録した情報を5年分、参照が可能である

薬剤情報											
氏名		厚労太郎		性別		男		年齢		50歳	
診療月	入/外/調剤	処方日	処方箋の場合 調剤日	用法	特別指示	内服/外用/注射	薬剤名(商品名)	薬剤名(一般名)	数量	回数	単位
10月	外来	5日	-	-	-	内服	ガスター-D錠20mg	ファモチジン錠	2錠	7	
10月	外来	5日	-	-	-	内服	プロレス錠12 12mg	カンデサルタンレキセチル錠	1錠	7	
10月	外来	5日	-	-	-	外用	リンデロン-VG軟膏0.12%	ベタメタゾン吉草酸エステル・グンタマイシン硫酸塩軟膏	5g	1	
10月	外来	5日	-	-	-	注射	アリナミンF10注	フルスルチアミン塩酸塩注射液	1管	1	
10月	調剤	6日	6日	1日1回朝食後	-	内服	アーチスト錠10mg	カルベゾール錠	1錠	23	
10月	調剤	6日	6日	-	痛みが強い際は1日2錠	屯服	ロキソプロフェンNa錠60mg	ロキソプロフェンナトリウム水和物錠	23錠	1	
10月	調剤	18日	18日	1日3回食後	-	内服	ニフェジピンカプセル10mg	ニフェジピンカプセル	3カプセル	23	
10月	調剤	30日	30日	1日1回夕食後	-	内服	E-スコール錠2mg	デモカプリル塩酸塩錠	1錠	23	
11月	入院	5日	-	-	-	内服	ランラキサー錠250mg	クロルフェニシンカルバミン酸エステル錠	2錠	1	

薬剤情報：レセプト情報を元にした3年分の情報が参照可能

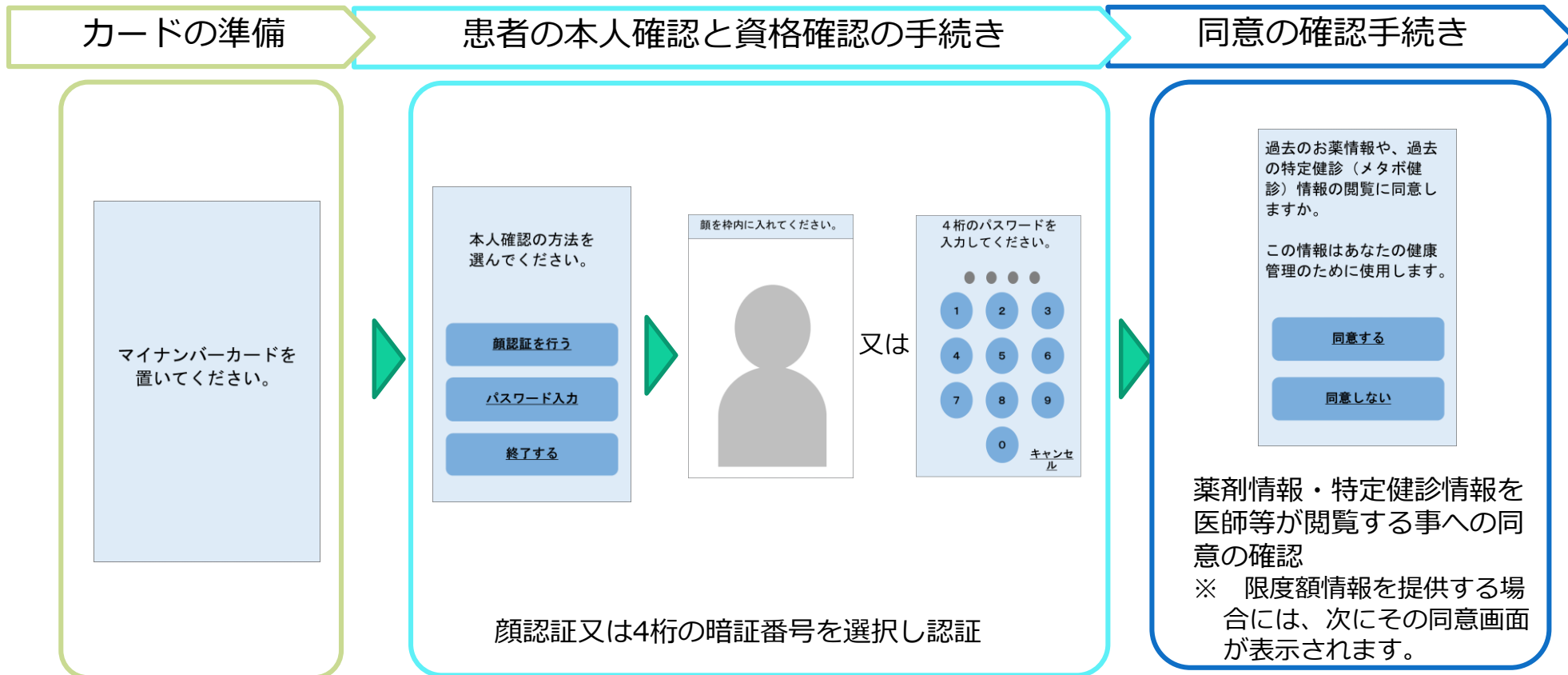
特定健診情報													
氏名		厚労太郎		性別		男		年齢		50歳			
身体計測	身長	170.08	血中脂質検査		中性脂肪	140	血糖検査		空腹時血糖	97			
	体重	63.6			HDLコレステロール	125							
	腹囲	79.5			LDLコレステロール	154							
	BMI	21.8			HbA1C	5.1							
血圧等	血圧	67~106	肝機能検査		随時血糖	120	血清学検査		CRP	0.07			
	GOT(AST)	23			RF定量	3未満							
GPT(ALT)	22	特定健診情報：医療保険者等が登録した5年分の情報が参照可能											
LDH	160												

特定健診情報：医療保険者等が登録した5年分の情報が参照可能

参考3. メリット：薬剤情報・特定健診情報の閲覧②

顔認証付きカードリーダーを用いて「同意の取得」を行います。

<ディスプレイの画面遷移>



※ 汎用カードリーダーの場合は、書面で同意をとります。

【ポイント】

●薬剤情報及び特定健診情報の閲覧、限度額情報の提供についての患者の同意は顔認証付きカードリーダーを用いて受付時に行う

参考3. メリット：災害時における薬剤情報・特定健診情報の閲覧

通常時は、薬剤情報・特定健診情報を閲覧するには、本人がマイナンバーカードによる本人確認をした上で同意した場合に限られます。

災害時は、特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認ができなくても、薬剤情報・特定健診情報の閲覧ができます。

災害時



災害時、厚生労働省保険局にて、災害の規模等に応じて医療機関・薬局の範囲及び期間を定める



特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認を不要とする



資格確認端末で照会



薬剤情報									
氏名	処方医療	性別	男	女	50歳				
田中 太郎	1000000	男	○			薬剤情報	特定健診情報	薬剤情報	特定健診情報
田中 太郎	1000000	男	○			薬剤情報	特定健診情報	薬剤情報	特定健診情報
田中 太郎	1000000	男	○			薬剤情報	特定健診情報	薬剤情報	特定健診情報
田中 太郎	1000000	男	○			薬剤情報	特定健診情報	薬剤情報	特定健診情報
田中 太郎	1000000	男	○			薬剤情報	特定健診情報	薬剤情報	特定健診情報
田中 太郎	1000000	男	○			薬剤情報	特定健診情報	薬剤情報	特定健診情報
田中 太郎	1000000	男	○			薬剤情報	特定健診情報	薬剤情報	特定健診情報
田中 太郎	1000000	男	○			薬剤情報	特定健診情報	薬剤情報	特定健診情報
田中 太郎	1000000	男	○			薬剤情報	特定健診情報	薬剤情報	特定健診情報

特定健診情報									
氏名	厚労太郎	性別	男	年齢	50歳				
身長	170.00	男性脂肪	140			身体計測	血糖	脂質代謝	腎機能
体重	65.0	HDLコレステロール	125						
BMI	22.0	LDLコレステロール	150						
BMI	21.0	空腹血糖	87						
血圧等	105/65	血糖検査	HbA1C	5.1					
GOT(AST)	23	尿酸検査	尿酸値	120					
GPT(ALT)	22	血清クレアチニン	CRP	0.07					
肝機能検査	LDH	160	腎臓	3未満					

通常時と同様の画面が閲覧可能

【ポイント】

●災害時は、特別措置として、マイナンバーカードによる本人確認ができなくても、薬剤情報・特定健診情報の閲覧が可能である

< 1. オンライン資格確認とは >

Question

Answer

Q. オンライン資格確認を導入したら、患者はマイナンバーカードがないと受診できないのですか？

A. 健康保険証でも受診できます。

薬剤情報等を踏まえた診療を受けたい患者はマイナンバーカードが必要です。

Q. 医療機関・薬局では患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか？

A. 医療機関・薬局において 患者のマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。

オンライン資格確認では、マイナンバーではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

Q. 医療機関・薬局内のレセプトコンピュータ等の情報を支払基金・国保中央会が閲覧できるようになるのですか？

A. オンライン資格確認は、支払基金・国保中央会から資格情報等を提供する仕組みです。

支払基金・国保中央会が、医療機関・薬局の診療情報等を閲覧したり、取得することはできません。

< 1. オンライン資格確認とは >

Question

Q. オンライン資格確認は必ず導入しなければいけませんか？

Answer

**A. 資格の確認を確実に行うことは保険制度の基本です。
また、レセプト返戻の削減、事務の効率化、薬剤情報等の閲覧、災害への備えとして導入をご検討ください。
今後、マイナンバーカードを健康保険証として持参する患者が増えますので、全ての患者が診療等を受けられるよう導入の検討をお願いします。**

Q. 患者はマイナンバーカードを持っていればすぐに健康保険証として利用できるのでしょうか？

**A. マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、あらかじめ患者がマイナポータルで保険証利用の申込をすることが必要です。
なお、保険証利用の申込をしていない患者が受診した場合には、医療機関・薬局の窓口において、顔認証付きカードリーダーで簡単に保険証の利用登録ができます。**

<2. 医療機関・薬局で変わる事>

Question

Q. マイナンバーカードの取扱いで気をつけるべきことはありますか？

A. 医療機関・薬局の窓口ではマイナンバーカードは預かりません。患者においては、顔認証付きカードリーダーの場合はカードリーダーに置いていただく、汎用カードリーダーの場合はカードリーダーにかざすとともに受付職員に見せていただきます。

Q. 患者がマイナンバーカードを忘れたらどのようにしたらよいですか？

A. 現行の健康保険証を忘れた場合の取扱いと同様になります。もし、患者が健康保険証を持参していれば、健康保険証によるオンライン資格確認を実施してください。

Q. 医療機関・薬局でマイナンバーカードが健康保険証として使えることを、どのように患者さんに伝えたらよいですか？

A. マイナンバーカードでのオンライン資格確認が利用できることのポスター等を準備し、医療機関・薬局に送付させていただきます。

< 3. 利用開始に向けてご対応いただきたいこと/必要な費用目安 >

Question

Answer

Q. オンライン資格確認を開始するためには、何をすれば良いですか？

A. 支払基金ポータルサイトから、支払基金に利用の申込みをしていただく必要があります。手続きの内容・方法については、**ポータルサイトにアカウント登録**いただければ、順次必要なお知らせをします。併せて、**システムベンダ等に改修費用の見積を依頼**してください。

Q. オンライン資格確認のためのシステム改修に関して、補助申請を行う時期はいつ頃ですか？

A. システム改修後、オンライン資格確認の導入準備が完了した後に、支払基金に補助申請を行っていただくこととなりますので、医療機関・薬局における導入作業後である**11月以降**となります。（事前申請ではなく、精算払いとなります。）

Q. レセプトのオンライン請求を利用していませんが、オンライン資格確認を始めることはできますか？

A. **オンライン請求の回線環境を導入することで、オンライン資格確認を始めることが可能**です。オンライン資格確認を行うために回線環境の導入をした場合にも、その回線費用は医療情報化支援基金の補助対象となります。

参考5：オンライン資格確認の端末等のオンライン請求への利用

- 現時点で、オンライン請求をしていない保険医療機関等がオンライン資格確認の導入をした場合、そのオンライン資格確認端末やネットワーク回線等を利用してオンライン請求を始めることも可能です(補助対象となります。)
- オンライン請求は**安心・安全な環境で利用**できます。
 - オンライン請求を利用する拠点以外は接続できないネットワーク
 - 電子証明書により認証された端末からのみ利用可能
 - 送信データは暗号化され、接続履歴も厳格に管理
- 保険医療機関等の皆さまの**更なる事務の効率化・負担軽減**につながるよう、オンライン請求への移行について、ご検討をお願いいたします。

